

追加議案一覧表

(令和6年12月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 2 号	湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 3 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 4 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 号	湖西市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 号	令和6年度知波田配水場更新工事の契約締結について
議案第 8 号	令和6年度湖西市一般会計補正予算（第8号）
議案第 9 号	令和6年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 10 号	令和6年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 11 号	令和6年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 1 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800

28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	

62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	451, 300	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	451, 600	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	451, 900	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	452, 200	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	452, 600	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	452, 900	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	453, 200	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	453, 500	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	453, 900	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	454, 200	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	454, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	454, 800	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	455, 200	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	455, 500	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	455, 800	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	456, 100	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	456, 500	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	456, 800	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	457, 100	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	457, 400	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500			
95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800			

	96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000			
	97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200			
	98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500			
	99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800			
	100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000			
	101		301, 600	349, 800	389, 300	400, 200			
	102		301, 900	350, 200	389, 800	400, 500			
	103		302, 200	350, 600	390, 200	400, 800			
	104		302, 500	351, 000	390, 600	401, 000			
	105		302, 700	351, 500	390, 900	401, 200			
	106		303, 000	351, 900	391, 400	401, 500			
	107		303, 300	352, 300	391, 800	401, 800			
	108		303, 600	352, 700	392, 200	402, 000			
	109		303, 800	353, 200	392, 500	402, 200			
	110		304, 200	353, 600	393, 000				
	111		304, 600	353, 900	393, 400				
	112		304, 900	354, 200	393, 800				
	113		305, 100	354, 700	394, 100				
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定 年 前 再 任 用 短 時		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

間 勤 務 職 員									
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 25 条の 2 に規定する職員を除く。

第 2 条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 71.25」を「100 分の 70」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 51.25」を「100 分の 50」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 2 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 1 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第 9 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員給与条例」という。）第 9 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員給与条例の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（任期付職員給与条例第 9 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員給与条例の規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の任期付職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 3 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に改める。

第 10 条第 4 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に改める。

第 10 条の 2 第 3 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例制定について

湖西市給水条例の一部を改正する条例（令和 6 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例

湖西市給水条例の一部を改正する条例（令和 6 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「

公衆浴場	一般用に準ずる。		1m ³ につき 149 円
臨時用	一般用に準ずる。		1m ³ につき 226 円

」を「

公衆浴場	一般用に準ずる。		1m ³ につき 149 円
臨時用	一般用に準ずる。		1m ³ につき 226 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

令和 6 年度知波田配水場更新工事の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度知波田配水場更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 239,800,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県湖西市梅田 610 番地
株式会社山下組
代表取締役 山下 菊大 |

議案第 8 号

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275, 774 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26, 995, 517 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,718,164	140,549	11,858,713
	2 固定資産税	6,112,134	140,549	6,252,683
15	国庫支出金	2,882,788	135,225	3,018,013
	2 国庫補助金	582,707	135,225	717,932
歳 入 合 計		26,719,743	275,774	26,995,517

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	177,706	1,709	179,415
	1 議会費	177,706	1,709	179,415
2	総務費	3,005,421	37,118	3,042,539
	1 総務管理費	2,452,077	26,178	2,478,255
	2 徴税費	290,882	6,908	297,790
	3 戸籍住民基本台帳費	118,468	3,045	121,513
	4 選挙費	107,461	382	107,843
	5 統計調査費	12,972	350	13,322
	6 監査委員費	23,561	255	23,816
3	民生費	7,360,102	153,278	7,513,380
	1 社会福祉費	3,602,630	144,673	3,747,303
	2 児童福祉費	3,324,887	7,009	3,331,896
	3 生活保護費	431,491	1,596	433,087
4	衛生費	4,665,308	9,107	4,674,415
	1 保健衛生費	1,295,719	6,890	1,302,609
	2 清掃費	2,458,353	2,217	2,460,570
6	農林水産業費	265,350	2,075	267,425
	1 農業費	236,336	2,075	238,411
7	商工費	735,033	4,942	739,975
	1 商工費	735,033	4,942	739,975
8	土木費	3,351,374	9,836	3,361,210
	1 土木管理費	276,106	5,139	281,245
	4 都市計画費	1,872,781	2,900	1,875,681
	5 住宅費	137,800	1,797	139,597
9	消防費	1,828,269	27,714	1,855,983
	1 消防費	1,828,269	27,714	1,855,983

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	3,467,493	29,995	3,497,488
	1 教育総務費	774,980	5,009	779,989
	2 小学校費	270,989	983	271,972
	3 中学校費	907,802	1,374	909,176
	4 幼稚園費	668,378	17,973	686,351
	6 社会教育費	483,622	3,721	487,343
	7 保健体育費	361,722	935	362,657
	歳 出 合 計	26,719,743	275,774	26,995,517

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援臨時給付金 支給事業	135,225
4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理施設管理運営事業	2,904

議案第 9 号

令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,269,679 千円	1,530 千円	1,271,209 千円
第 1 項 営業費用	1,118,760 千円	1,530 千円	1,120,290 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 271,361 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 272,028 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 54,715 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 55,382 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,682,162 千円	667 千円	1,682,829 千円
第 1 項 建設改良費	906,320 千円	667 千円	906,987 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	77,462 千円	2,197 千円	79,659 千円

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 10 号

令和 6 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,322,468 千円	2,310 千円	1,324,778 千円
第 1 項 営業費用	1,278,822 千円	2,310 千円	1,281,132 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 378,647 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 379,944 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 357,699 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 358,996 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	546,298 千円	1,297 千円	547,595 千円
第 1 項 建設改良費	452,080 千円	1,297 千円	453,377 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	97,550 千円	3,607 千円	101,157 千円

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 11 号

令和 6 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,376,667 千円	36,120 千円	3,412,787 千円
第 1 項 医業費用	3,287,331 千円	36,120 千円	3,323,451 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,887,524 千円	36,120 千円	1,923,644 千円

令和 7 年 1 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之